

# 訪問看護ステーション【メディケアサービスいつき】

## 安全管理の指針

### 第1章 目的

本指針は、訪問看護ステーションにおける利用者の安全を確保し、医療事故・ヒヤリハットの発生を未然に防止するとともに、事故発生時の迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

### 第2章 基本方針

1. 利用者の生命・身体の安全を最優先とする。
2. 医療事故の未然防止および再発防止に努める。
3. 職員は安全管理に関する責務を理解し、適切な判断と行動を行う。
4. 安全管理に関する情報を共有し、組織全体で安全文化を醸成する。

### 第3章 安全管理体制

1. 管理者は安全管理の総括責任者とする。
2. 安全管理責任者を配置し、事故防止活動・研修・委員会運営を担当する。
3. 感染・事故防止委員会を設置し、原則として年2回以上開催する。
4. 委員会では以下を行う
  - 事故・ヒヤリハットの分析
  - 再発防止策の検討
  - 安全対策の評価

### 第4章 事故防止の取り組み

1. 利用者の状態観察を徹底し、異常の早期発見に努める。
2. 医療機器・物品の安全な取り扱いを徹底する。
3. 感染対策を遵守し、標準予防策を徹底する。
4. 薬剤管理はダブルチェックを基本とする。
5. 移乗・移動介助は安全確認を行い、必要に応じて複数名で対応する。

### 第5章 事故発生時の対応

1. 利用者の安全確保を最優先とし、必要な応急処置を行う。
2. 管理者へ速やかに報告する。
3. 医師・家族・関係機関へ連絡する。
4. 事故内容を記録し、所定の事故報告書を作成する。

5. 必要に応じて行政への報告を行う。
6. 事故後は再発防止策を検討し、委員会で共有する。

## 第6章 ヒヤリハットの報告

1. ヒヤリハット事例は、事故に至らなかった場合でも必ず報告する。
2. 報告書は安全管理責任者が収集し、委員会で分析する。
3. 分析結果は職員へフィードバックし、改善策を実施する。

## 第7章 職員研修

1. 年1回以上、安全管理に関する研修を実施する。
2. 新規採用者には安全管理の初期研修を行う。
3. 研修内容・出席者は記録し、保存する。

## 第8章 感染対策との連携

1. 感染対策指針と整合性を保ち、安全管理と一体的に運用する。
2. 針刺し事故・血液曝露時の対応手順を明確にする。
3. 感染発生時は迅速に管理者へ報告し、必要な措置を講じる。

## 第9章 記録・保存

1. 事故報告書・ヒヤリハット報告書・委員会議事録・研修記録は適切に保存する。
2. 保存期間は原則5年間とする。

## 第10章 指針の見直し

1. 本指針は、法令改正・運営状況・事故発生状況に応じて適宜見直す。
2. 見直しは感染・事故防止委員会で審議し、管理者が決定する。

## 付則

本指針は、令和8年6月1日より施行する